

第1章 調査の意義と概要

第1節 調査の意義

平成23年版犯罪白書によれば、非行少年・若年犯罪者（以下「非行少年等」という）のおおむね7割の者が、犯罪を思いとどまる心のブレーキとして家族を挙げていること、また、少年院在院中の親族との面会状況や出院後の保護者等との安定した生活の継続の有無が、その後の刑事処分の状況に影響していることなどが認められ、非行少年等の再非行・再犯を抑止するためには、非行少年等と家族の間に信頼関係を構築し、良好な関わりを保つことが重要であることが明らかになった。

他方で、同白書は、少年の非行や若年者の犯罪の要因に家庭環境が関連していることも明らかにした。すなわち、少年らの保護者等による児童虐待、過干渉及び放任、家族構成員の精神障害など、様々な家庭内における問題点は、少年らの発達に大きな影響を与え、非行や犯罪のリスク要因となっている。

さらに、再非行という観点からみると、非行少年の再非行を抑止するためには、家族らによる更生の支援や適切な監護が重要であるにもかかわらず、現実には、少年らと保護者等との家族関係や保護者等の監護能力に問題があるなど、非行少年の更生を支援する機能を期待できないことも少なくないばかりでなく、かえって、少年の非行により、新たな家庭内の問題（例えば、養育に関する保護者の自信喪失、他者からの非難に伴う社会的な孤立、転居・転職等を余儀なくされることによる経済的な困窮等）が生じ、非行以前よりも状況が悪化している場合も見受けられる。このような場合、非行少年が社会復帰を目指して少年院における矯正教育や保護観察における指導監督等を受けたとしても、家庭内の問題のために、その効果が減殺されてしまうおそれも少なくない。

これらの点を踏まえると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による少年の支援、監護機能を向上させ、家庭内の問題点を解消することが必要であると考えられる。平成20年12月に犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、平成22年12月に示された「少年矯正を考える有識者会議提言」においても、非行少年の保護者との連携の強化が提言されており、さらに、平

成 24 年 7 月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、少年・若年者等への対策として、家族等への相談助言体勢の強化が挙げられているところである。

以上のとおり、非行少年と保護者との関係の改善や保護者の抱える問題の解消を図るために、保護者に対する適切な働き掛けや支援の在り方を探るべく、非行少年らの保護者等の現状と抱えている問題等を的確に把握することは重要な意義を持つと考えられる。

そこで、本調査においては、少年とその保護者、及び保護観察官に対して実施する複数回の調査を通して、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに必要な支援内容を把握することによって、少年院における保護者への働き掛けの在り方や少年院出院後の継続的支援の検討等に資する基礎資料を提供することを目的としている。

第2節 調査の概要

1 調査実施方法

(1) 調査内容及び調査方法

以下のとおり、少年院出院者とその引受人に対して、質問紙調査による意識調査を実施するとともに、当該少年の担当保護観察官に質問紙調査を依頼した。各質問事項については、巻末資料1の各調査票参照。

ア 第1回調査

少年院出院時に、少年及びその引受人に対して調査票に自ら記入する方法で調査を実施した（以下、少年に対して実施した調査を「少年調査」といい、その引受人に対して実施した調査を「保護者調査」という。）。

イ 第2回調査

少年院出院後6か月経過した時点で、少年及びその引受人に対して調査票に自ら記入する方法で調査を実施した。

ウ 保護観察官に対する調査

少年院出院後6か月経過した時点で、少年の担当保護観察官に対して調査票に自ら記入する方法で調査を実施した（以下、担当保護観察官に対して実施した調査を「保護観察官調査」という。）。担当保護観察官は、以下の報告書等に基づき、また、必要に応じて担当保護司から補足情報を聴取して、調査票を作成した。

(ア) 少年院出院時に実施した担当保護観察官による面接結果、又は担当保護司による保護観察経過報告書

(イ) 出院後6か月経過後に実施した担当保護観察官による面接結果、又は担当保護司による保護観察経過報告書等

(2) 調査対象者

ア 少年調査の対象者

平成25年1月1日から同年3月31日までの期間に少年院を仮退院により出院した者を調査対象者とした。ただし、親族（6親等以内）以外の者が引受人となっている者、及び、疾病や障害等のため調査票への回答が困難な者は除いた。

調査対象の少年院出院者は、800人（男子722人、女子78人）であり、そのうち第1回調査に協

力した者は737人（男子663人，女子74人）であった。第2回調査に協力した者は504人（男子451人，女子53人）であった。

イ 保護者調査の対象者

前記ア記載の少年の少年院出院時の引受人に調査への協力を依頼し，それぞれ調査に応じた者に調査を実施した。ただし，第2回調査については，第1回調査に回答した引受人が別居等の理由で回答できなくなった場合は，調査時点において現に少年を養育している保護者とした。第1回保護者調査に協力した保護者は680人（男子少年の保護者613人，女子少年の保護者67人）であり，第2回保護者調査に協力した保護者は481人（男子少年の保護者430人，女子少年の保護者51人）であった。

ウ 保護観察官調査の対象者

前記ア記載の少年の担当保護観察官に調査を実施し，677人（男子少年の担当保護観察官614人，女子少年の担当保護観察官63人）から回答が得られた。

（3）調査対象者数及び調査票の回収結果

調査対象者数及び各調査等の回収率は，1-1-1表のとおりである。

1-1-1表 各調査の回答者数及び回収率

調査対象者 総数	第1回 少年調査	第2回 少年調査	第1回 保護者調査	第2回 保護者調査	入所(院)者 調査票	出院者 調査票	保護観察官 調査
800	737 (92.1)	504 (63.0)	680 (85.0)	481 (60.1)	800 (100.0)	799 (99.9)	677 (84.6)

注 1 ()内は，それぞれの調査票回収率である。

2 入所(院)者調査票及び出院者調査票とは，少年矯正統計調査規程に基づき，少年鑑別所退所時及び少年院退院時に，各少年の少年鑑別所入退所事由，少年院入退院事由，少年院における処遇課程等を記載したものである。

（4）調査実施時期の詳細

ア 第1回少年調査

少年院出院までのおおむね1か月間に，少年院において調査を実施した。

イ 第1回保護者調査

少年の出院後の保護観察開始時の呼出しの際に，保護観察所において調査を実施した。ただし，呼出し当日の実施が困難な場合には，少年を経由して調査票を交付して調査を実施した。

ウ 第2回少年調査

少年院出院から6か月経過後のおおむね1か月間の担当保護観察官面接等の際に、保護観察所において実施した。担当保護観察官面接の機会がないなどの場合には、保護司を経由して調査票を交付して調査を実施した。

なお、6か月経過前に、保護観察期間が終了した者については、保護観察終了時に調査を実施した。

エ 第2回保護者調査

少年院出院から6か月経過後のおおむね1か月間の担当保護観察官面接等の際に、保護観察所において実施した。担当保護観察官面接の機会がないなどの場合には、保護司を経由して調査票を交付して調査を実施した。

なお、6か月経過前に、保護観察期間が終了した者については、保護観察終了時に調査を実施した。

オ 保護観察官調査

第2回調査実施時期に、担当保護観察官に調査票を交付して調査を実施した。

2 分析方法

調査結果の分析に当たっては、できるだけ構造を単純化し、結果を理解しやすくするために、必要に応じて質問項目のカテゴリーを統合し、無回答を除いて分析した。

統計的検定を行った場合、検定結果を図表又は本文中に付記したが、本研究では有意水準を5%に設定し、検定の結果について、5%水準で有意 ($p < 0.05$) の場合には「*」を、1%水準で有意 ($p < 0.01$) の場合には「**」を、0.1%水準で有意 ($p < 0.001$) の場合には「***」を、有意差のない場合は「n. s. (non significant)」をそれぞれの統計量の末尾に表記している。なお、有意確率が10%未満 ($p < 0.1$) の場合は有意傾向とし、「†」を付した。

また、属性別の分析に当たっては、有意差の認められたもののみ図表等で示し、全体の結果については巻末資料にまとめた。